



議会日誌 (11月3日～2月5日まで)

議会を傍聴して
市の動きを知りましょう!

本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接聞くことができます。第1回定例会は、3月1日(火)から開会予定となっております。お気軽にお越しください。



- 11月
- 5日～6日 茨城県市議会議長会第1回議員研修会
- 10日 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合視察研修
- 12日 総務委員会
- 13日 議会運営委員会
- 16日 全員協議会
- 18日 文教厚生委員会・産業建設委員会
- 24日 議会運営委員会・全員協議会
- 12月
- 1日～18日 平成27年第4回定例会
- 7日 平成27年第4回定例会議案審査特別委員会
- 8日 平成27年第4回定例会議案審査特別委員会

- 15日 平成27年第4回定例会議案審査特別委員会
- 1月
- 18日 県南市議会議長会定例会
- 21日 産業建設委員会
- 22日 霞台厚生施設組合全員協議会
- 26日 議会だより編集特別委員会
- 29日 茨城県市議会議長会定例会
- 2月
- 1日 新治地方広域事務組合定例会
- 5日 石岡地方斎場組合定例会
- 茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議会の招集と会期



議会(定例会)の招集権は、市長(地方公共団体の長)に専属する権限となっており、市長が7日前までに議会を招集する旨の告示を行うこととなります。

なお、特別の事情がある場合には、議長は、議会運営委員会の議決を経て、市長に対し臨時会の招集を請求することができることとされています。

会期の決定は、議会に専属する権限となっており、かすみがうら市においては、議長が議会運営委員会の意見を聞いて、会期の初めに議会の議決で決定することになっています。

なお、議会の決定により定められた会期内に議事が終了しない場合には、議会の議決で会期を延長することができますとされています。

編集後記

【かすみがうら市の創生】市の将来の人口展望を提示した「人口ビジョン」、その実現のための「総合戦略(5カ年計画)」が策定され、いよいよ本格スタートします。

市の未来、私たちの将来をどのような形あるものに仕上げていくか、行政・市民・議会が一体となって取り組まなければなりません。

平成28年、「地方創生」のアイデア実現に向けて、果敢にチャレンジしましょう。

議会だより編集委員長 川村 成一

ご意見をお寄せ下さい